

## 令和2年度5月 定例市長・市政記者懇談会の結果について

日時 令和2年4月28日（火）午前11時00分～11時40分

場所 市役所2階 第1委員会室

出席 市政記者クラブ9社

### 会見内容

#### 1. はじめに（1項目）

- 新型コロナウイルス感染防止に努めて頂いております市民の皆様、ありがとうございます。  
ございます。
- 特に、釧路管内の感染症指定病院として治療にあたっていただいております市立釧路総合病院の医師・医療スタッフ、北海道釧路保健所の皆様、様々な場面でお力添えをいただいております釧路市医師会をはじめとする市内医療関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。
- 併せて、高齢者施設や介護施設で勤務されている皆様方におかれましても、日々緊張感のある中でお勤めされておりますことに、心から感謝をしているところであります。
- 市民生活・企業活動・暮らしを守る医療機能の維持・確保を最優先に掲げて新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいくことが必要なことですので、あらためてご協力をよろしくお願いいたします。
- 国においては、連休中も含め、5月7日以降の対応につきましても、延長も含めた様々なことが考えられるところです。
- 基本的に、新型コロナウイルスは、世の中から消えて無くなるということはないということです。その中で、医療機能をしっかりと守っていくことが、一人ひとりの命を守ることに繋がりますので、感染拡大を防止・抑制していく形になると考えております。
- 改めまして、この連休につきましても、色々な行動を自粛し、対応していくことが、重要なことだと考えているところです。
- 4月24日にYouTube配信にて、市民の皆様へのメッセージでもお話しさせていただいておりますが、「新型コロナウイルスは、自分は大丈夫である」「他の人からうつされないようにしよう」という意識から、「既に自分は新型コロナウイルスに感染しているかもしれない」「周りにうつさないでいこう」という意識に持っていくことが重要であると考えているところです。

- 感染防止の基本的な対応として、手洗いの励行や咳エチケットが重要になると思っております。特に、手洗いにつきましては、インフルエンザの感染について比較をいたしますと、昨年同時期より全体的に約9割弱の患者数が減っている状況となっております。つまり、新型コロナウイルスのみならず、このようなウイルスの感染症について、日常生活の基礎的な感染防止が、極めて有効であるということです。改めてこの点を皆様の方からも啓発、お知らせいただければと思います。
- そのうえで、「3つの密」の排除を進めていきたいと思っております。また、国の専門家委員会で、公園の状況の懸念について示されたところであり、このたび、釧路市の公園の遊具につきましては、市内に約1,300基を設置しており、感染防止対策として消毒の徹底が困難な状況にあることから、これらの遊具の使用を当分の間、禁止させていただきます。併せて10カ所の公園に付設してある駐車場につきましても閉鎖させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 市といたしましては、今後も国の情報や専門家委員会、北海道と連携していきながら、正確な情報をお届けし、しっかりと対応をしていきたいと考えております。改めて市民の皆様のご協力をお願い申し上げます。

## 2. 話題提供（1項目）

### 1. 企業版ふるさと納税の受付開始について

- 続いて、企業版ふるさと納税の受付開始についてです。
- 釧路市外に本社を置く企業の皆様から、企業版ふるさと納税を行っていただくものでありまして、形的には税制上の優遇措置ということで、税金をどのようところに目的を持って使っていくのかということ、会社がそれぞれの地域のプラン・計画と合わせながら進めていく形のものとなります。つまり、それぞれの地域で認定を受けた色々なプランを出していきながら進めていくということです。
- 私どもが認定を受けるにあたり、釧路湿原やアイヌ文化といった地域資源を活かした観光地域づくりをしっかりと守っていくことや、健康をキーワードにした安全、安心な母子保健医療への支援等といったCSR活動の推進など、そのようなところを企業が支えていくことに伴ってのイメージアップ等とマッチングさせていくことができると考えております。
- 税制上の優遇措置ということで、国の方から発表されておりますが、寄附をする場合、寄附額に対する税の軽減効果を約6割から9割に増やすということです。
- 企業版ふるさと納税により釧路市に100万円の寄附をいただいた場合、実質的な企業の負担が10万円で、最大90万円、法人税などが控除されることとなります。

- このようなものを、企業とマッチングしながら進めていこうということで、私どもも、しっかりとPRをしていきながら取り組んでいきたいと考えております。

### 3. 質疑要旨

(質問)

- ・ 新型コロナウイルス感染症の関連で、公園の遊具の使用を当分禁止するということですが、これは10カ所の公園だけではなく、全部の公園という理解でよろしいでしょうか。

(市長)

- ・ 公園の遊具については、しっかりとした感染防止対策として、全ての遊具を消毒することができるかということ踏まえますと、不可能な状況であるということで、全体についての禁止という形で進めさせていただいたものです。

(質問)

- ・ 遊具の使用禁止は、いつからになりますでしょうか。

(公園緑地課長)

- ・ 本日の午後から部分的に作業を始める形になっております。作業自体は5月1日中には終わらせる予定で進めているところです。

(質問)

- ・ 「使用を禁止します」という表示は付くのでしょうか。

(公園緑地課長)

- ・ 特に利用者が多い公園をピックアップして、遊具に黄色い規制の立入禁止といったビニール製のテープを巻き付けて、使用禁止を表示したボードのようなものも付けて明示したいと考えております。

(質問)

- ・ 遊具の使用が禁止とされた箇所の公園内には入れるという理解でよろしいでしょうか。

(市長)

- ・ 当然、公園の中を散歩したり等は、良い形だと思いますが、どうしても感染防止対策を行っていくことができないという物理的な問題が出て来たことから、このたびの遊具についての使用禁止ということになりました。

(質問)

- ・ 駐車場についても、中に入れないようにテープを貼るといった措置をするということでしょうか。

(市長)

- ・ 基本は市内の公園の中で、外に出てリフレッシュといったことは必要な形だと思っております。ただ、そのような中で、駐車場のある公園については、色々なところから皆様が来られるということで、そこでの混雑を避けていきたいと思いますという意味合いで、駐車場についても使用禁止にするということでもあります。

(質問)

- ・ 10カ所の公園を選んだのは、特に大規模な公園だからという理解でよろしいでしょうか。

(公園緑地課長)

- ・ 大きな遊具があるところということと、そもそも駐車場が備えられている公園自体が規模の大きい公園ということで、ほとんどの駐車場の付いている公園がこの10カ所に含まれております。さらに遊具があるところということで、こちらの10カ所の公園について、駐車場については、利用の中止をさせていただきたいということです。

(市長)

- ・ 実際、かなり多くの方が来ている状況になっているということです。

(質問)

- ・ 今回の使用禁止等で、子どもたちががっかりしそうな公園はどこになりますでしょうか。

(市長)

- ・ 緑ヶ岡公園などがあると思います。

(公園緑地課長)

- ・ 他には、昭和中央公園や、見晴らしのいい大規模運動公園の中にある遊具のスペースといったところについては、やはりのびのびと子どもの皆さんには遊んでいただきたいのですが、このような状況なものですから、何とかご辛抱していただきたいと思います。

(市長)

- ・ 天気はいいですし、あのような中で子どもたちの笑顔は、本当にいいものだと思っております。確かに外ですから「密」ということについては、疑問もあるのですが、まさに専門家委員会の方で指摘をされ、併せて、実際、遊具等ということになりますと、その感染防止対策は徹底できないという現実を踏まえた中で、残念ながらこのような形を取らざるをえないということです。

(質問)

- ・ このタイミングで、遊具の使用の禁止を決めたのは、ゴールデンウィークという連休に入ることを見据えてということが要因にあるのでしょうか。

(市長)

- ・ もちろん、そうです。それと、やはり専門家委員会の方でも、これは東京などの都会の部分伝えておりますが、道内の各地域でも、そのような動きになってきております。このゴールデンウィークに向けては、本当にそれぞれが自宅の中でという形で動いておりますので、人の動きを極力避けていただきたいということも踏まえて、まずは、感染防止対策がとれているか、併せてそのような人の移動に対しても対応していくということで、このタイミングに取り組むということです。

(質問)

- ・ 市内の公園の遊具を全て使用中止にするということは、過去には前例がないのでしょうか。

(市長)

- ・ 過去にはありません。

(質問)

- ・ 小学校などのグラウンドにも遊具があると思います。学校は休校ですから、基本的には中に入ることにはできないと思いますが、今後、そのようなものについても、使わないでくださいとなるのでしょうか。

(公園緑地課長)

- ・ 現在のところ、阿寒地区、音別地区、また水産港湾空港部が所管している公園や市営住宅の敷地の中にも公園があり、このようなどころについても、同様の形で進めていこうということになっております。学校や児童館といったところについては、まだ利用が開始されておりませんので、現時点ではそのままの扱いです。今後については、検討を進めるという形になっております。

(質問)

- ・ 企業版ふるさと納税の受付開始については、釧路で人口減が続いているところを、この地方創生という取り組みで、基本的に人口減を食い止めるというところに重点が置かれていると思いますが、この企業版ふるさと納税で得た財源をどのような部分で活かしたいとお考えでしょうか。

(市長)

- ・ 例えば、環境として釧路湿原との連携であるとか、アイヌ文化の発信、健康をキーワードにしたもの、また、会社側が持続可能な取り組みを行っていることとの組み合わせなど、市が取り組む計画とセットという形になりますので、そういうものが企業版ふるさと納税となります。

(質問)

- ・ 企業版ふるさと納税の受け付けは開始しているということによろしいのでしょうか。

(市長)

- ・ 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画は、北海道では42件認定されております。

(総合政策部長)

- ・ まち・ひと・しごと創生総合戦略の第二期の計画自体が前提要件になります。

(市長)

- ・ 企業側にとってみますと、連携することによって、例えば、自然環境やアイヌ文化の発信などといったものがあります。認定をいただいて、そのような取り組みを行うものです。

(総合政策部長)

- ・ 第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略をベースとした地域再生計画に対し、国が認定をするもので、今年の3月末に認定を受けたものです。

(質問)

- ・ 中小企業の振興等や、それに含まれているものについては、基本的にその財源が当てられていくという認識でしょうか。

(市長)

- ・ 色々と幅広で行っておりますので、どのようなことにいくのかということです。例えば、これからの色々なサプライチェーンの国内回帰等は、大きな部分であるかもしれません。これは様々な形で、国内での色々な分野の自給率を高めていくことをいい、様々な分野があると思っております。

(質問)

- ・ この寄附は、リストを提示して、個別の企業が個別の事業に対する指定寄附なのか、あるいはその全体として第二期の創生総合戦略に対する寄附をするのか、どちらなのでしょう。

(市長)

- ・ 例えば、Aという会社が進めていることと、私どもの進めていこうとするものをマッチングするといった形になります。会社にとりましては、優遇措置はあるといいましても、現実的には1割の負担があります。今までのどこかに寄附したものよりは、優遇がありますという話でありまして、当然、それぞれの自治体の側から、会社の方にそのような情報提供をしていくものです。会社の方が探すということがあるかもしれないですが、基本はそのような関係になると思っております。このようなことから、リストアップをして、作りましてどうぞというようなものではなく、当然、こちらから今まで取り組んで来たものや価値観等を伝えていかなければならないものだと思っております。

(質問)

- ・ 釧路市の地方創生の取り組みを選んでいただきますとありますが、事業を選ぶということではないのですか。

(市長)

- ・ 会社側にどうぞ選んでくださいということではなく、こちらからアプローチしなくてはいけないものです。会社の立場になっていただきますと、寄附をしなければ負担がないことになります。何故、会社が寄附をするのかということになりますと、例えば企業価値であるとか、若しくは様々なご縁であるとか色々な関係があります。そのような結びつきがあって、その際に1割の負担で寄附ができますという仕組みです。会社にとっては、当然会社の資金でありますからメリットの部分が必要です。税金の控除等はありませんが1割は負担するものです。これらのことから、そこに対して寄附を行うことによって、持続可能な開発目標SDGsと一緒に取り組んでいることがある、また、これからのアイヌ文化の発信や

健康をキーワードとしたものがあるでしょうし、サプライチェーンの内製化といった形のものである等がなければ、寄附する立場にはなりません。そこで、我々の方も色々な会社の方へ情報を発信していきながら、どのような会社がどのような取り組みを行っているということも踏まえながら、我々の街であれば、その提言で進めている形の中に、このような事業がありますということ伝えていかなければならないと思っております。これらから、我々自治体の方がまず主体となります。もちろん釧路市に、今までも様々なバックアップや支援をいただいた会社等には、非常に高い関心を持っていただいておりますが、さらにそこを広げていくような取り組みが必要になるということです。

(総合政策部長)

- ・ 今回の地域再生計画で認められた点といたしまして、包括的ということが一つのキーワードになっております。従前は具体的な事業という形を掲げていた部分もありますが、釧路市においては、その持続可能なまちづくりという部分で、環境分野や、アイヌ文化、あるいは地域市民の健康等、そのような部分では幅広い分野を各企業がお持ちの視点での取り組みとどのようにマッチングできるのかということになるので、こちら側もしっかりと情報を出していく必要があります、寄附を待っているだけではないということでもあります。

(質問)

- ・ 主体が自治体ということになると、行政側の営業活動みたいなものになるということでしょうか。そのような場合、営業活動の主体は、どの部署が担うことになるのでしょうか。部署といいますと限定的になるかもしれませんが、例えば市長も行うことがありますでしょうか。

(市長)

- ・ 当然、私の方もそのようなことは進めていきますし、実は色々なところで、関係部署がありまして、例えば、今までの業務の中で色々なお付き合い等しております。プランニングについては、総合政策部で行っておりますが、例えば、図書館や上下水道部にしても、色々なところと様々な取り組みを行ってきているところでもありますので、やはり我々市役所が、全体としてそのような認識を職員も各部署も持っていく中で、このような形になっていることをしっかりと伝えることだと思っております。そこで、それぞれ業績等があり、利益がなければならぬ訳ですから、そのような意味ではどこかの部署が1箇所ですと担うというよりも、まずは日頃の今までの業務の中で、どのようなところがあるかということ踏まえながら進めていくという形になると思います。もちろん、私の方もそのような情報等を各部署からあげていただいたら、お話に行く等出てくると思います。

(質問)

- ・ 特別定額給付金について、担当部署がどちらになって、今、どのようなスケジュールで進めていますか。

(市長)

- ・ 特別定額給付金につきましては、福祉部の地域福祉課が窓口になります。本庁舎2階の会議室に設置し、準備をしているところです。これは、昨日4月27日の住民基本台帳が基準日ということになります。その中で、色々なことを確定するために、生まれた子どもにつきましては、2週間以内に届け出をするといったこと等を踏まえていきますと、27日から14日後となりますと、5月10日ぐらいまでとなります。併せて、当該給付金は、世帯主にまとめてお支払いするという仕組みになっておりますから、世帯の中で分けてお渡しするような場合、例えばドメスティックバイオレンス（DV）や家庭内での暴力など、別々に暮らしているが、世帯は住民基本台帳上一つになっているケースが想定されていることから、これらを事前にしっかりと周知し、対応していくことが必要であるため、一定程度の時間が必要であると考えております。そのようなことから、2週間程度で様々なことを確認し、進めていくとなりますと、5月10日ぐらいに確定した後に、発送作業といった形で進めていくということで、5月中旬ぐらいに申し込みの書類が届くように進めているところであります。

(質問)

- ・ 市長が、先日YouTubeにあげた市民向けメッセージの第1弾を見まして、今、色々な支援のパッケージが非常に増えてきているだけに、もう少し詳しい説明があってもいいのかと思うのですが、そういうところを直接、今後、ご説明されていく予定や、動画等の掲載スケジュールなど、今後の直接の呼び掛けは、どのように予定されておりますでしょうか。

(市長)

- ・ この点につきましては、議会の皆さんからも、色々とお話をいただいているところでありまして、今回、掲載させていただきました。併せて、その中でも、しっかりと情報発信をわかりやすく行っていくということをお話しておりますので、現在、色々支援制度等を説明していきたいと思っております。特別定額給付金につきましては、撮り終えておりまして、今、手話部分を重ねて出していくような編集を行っておりますので、できるだけわかりやすく発信するよう、このようなものを活用していきたいと思っております。お伝えする内容についても、できるだけ短く、端的に伝えられるようにしていきたいと思っております。

(質問)

- ・ 分散登校が昨日から始まっていると思いますが、昨日、今日、明後日3日間での予定ということですが、今のところ、特に具合悪い子もいなく、順調に実施されているということでしょうか。

(市長)

- ・ 一部、変更したところがあるということをお話しておりますが、多くは予定どおり進んでいる状況です。

(質問)

- ・ 予定が変わったのは何校で、どのような理由でしょうか。

(総括指導主事)

- ・ 1校が変更となっております。学校の職員の中に倦怠感を訴えて、体調不良で休んだことから、念のため分散登校をやめております。現在、PCR検査を受けているところで、結果についてはまだ出ていない状況です。倦怠感も治ってきたところで、念のため受けたということで聞いております。

(市長)

- ・ 感染防止対策のために、そのような対応をとったということであります。

(質問)

- ・ 結果として陰性が出れば、その後、分散登校を改めて計画されるのでしょうか。

(総括指導主事)

- ・ その学校については、今後、検討しながら進めていきます。